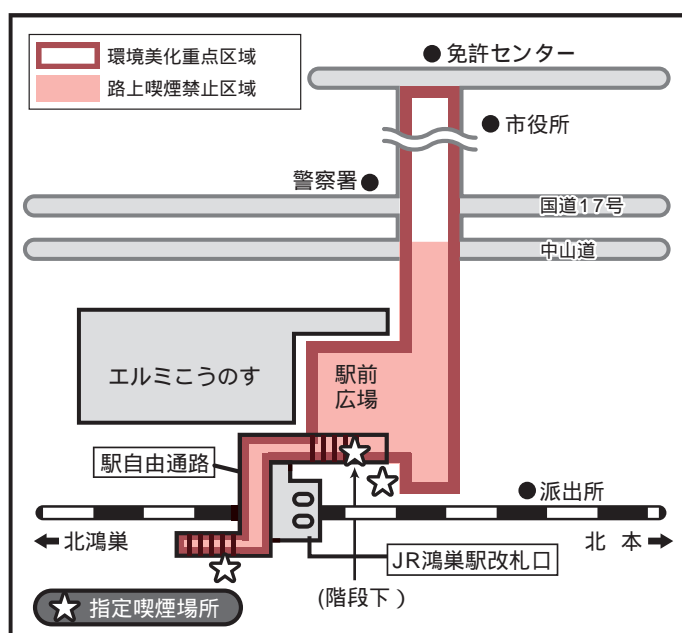


「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」を指定

「もっとキレイでもっと快適なまち」をめざして、本市では、**鴻巣駅自由通路から** 運転免許センターまでの区間を「**環境美化重点区域**」に指定しました。この区間では、空き缶や空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻等のポイ捨て、犬のふんの放置が禁止行為となります。なお、混雑する区域における路上喫煙の危険性を考え、さらに**鴻巣駅自由通路から中山道**までの区間を「**路上喫煙禁止区域**」にも指定しました。この区間では、路上喫煙も禁止行為に追加されます。また、指定区域以外でも路上喫煙をしないよう努めてください。皆さんの協力で、住みよいまちにしましょう。



「環境美化重点区域」

禁止行為

- ・ 空き缶等のポイ捨て
- ・ 犬のふんの放置

「路上喫煙禁止区域」

禁止行為

- ・ 路上喫煙

注意

平成20年4月1日から指定区域内で違反をした場合、**2,000円の過料の対象**になります。
 なお、指導員が指定区域をパトロールし、路上喫煙やポイ捨て、犬のふんの放置の違反者を見つけた場合、指導・勧告を行います。

生活満足度向上を目指して「あなたがまちの主役です」

「市長への手紙・メール」の中から No.29

問い合わせ / 広聴広報課広聴担当 (内線 2013)

(Aさんからの手紙)

犬のふんの放置が目につきます。条例等で注意できませんか？

(市長からの回答)

本市でも犬の登録頭数の増加に伴い、飼い主のマナーの悪さに対するふんの放置等の苦情の申立ても増加しているため、飼い主の方を対象に「犬のしつけ方教室」を開催したり、ふん放置防止の看板の無償配布等を行っていますが、一向に苦情が後を絶たない状況です。

しかし、これらの問題を解決するために、市では既存の事業の充実化を図るとともに、「鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例」を制定し、平成20年1月1日から施行することになりました。この条例では、犬の飼い主の責務を明確化し、市内全域で犬のふんの放置を禁止しており、さらに別に指定する環境美化重点区域においては、犬のふんの放置に違反した者に対して、指導、勧告、命令、罰則を盛り込んでいます。

これらの取り組みにより、犬のふん放置等を追放してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

歩きタバコや犬のふんの放置について、マナーの悪い方がいるとのご意見が、寄せられています。

(担当：環境リサイクル課)

